

令和 2 年 9 月 9 日

静岡県交通基盤部建設支援局建設業課長

改正建設業法施行規則施行に伴う事務取扱について（通知）

令和元年 6 月に制定された改正建設業法の施行に伴い、新たに建設業許可における認可制度が始まるとともに、施行規則改正に伴う許可申請書様式が新たに追加及び変更になります。つきましては、認可の申請方法及び申請様式の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

1 認可の申請窓口について

当分の間、建設業課許可班を窓口とします。また、認可に基づく許可の付与も建設業課許可班が実施します。

なお、認可に基づく許可の付与が完了した後の業種追加及び許可更新は、各土木事務所総務課建設業班が実施します。

2 規則施行日をまたぐ許可申請書の取扱いについて書類の受付日によって次のとおり取り扱います。

書類受付日	許可年月日	使用する書類
9/30 以前	9/30 以前	旧様式を使用
9/30 以前	10/1 以降	旧様式を使用
10/1 以降	10/1 以降	新様式を使用

3 様式の変更等に伴う許可申請書類の取扱いについて

今回の様式変更は許可要件の変更に伴うものであることから、原則として許可要件に関係する書類は、様式変更に伴う猶予措置を行いません。このため、様式によっては 10 月 1 日（木）以降は旧様式による申請が受理できないものがあります。また、9 月 30 日（水）以前に規則施行後の様式に基づく許可申請を受理することはできません。

旧申請書様式	使用可否	対応
第 1 号（申請書表紙）	使用不可	新様式第 1 号に基づき申請書を作成する。
第 7 号（経營業務管理責任者証明）及び別紙	使用不可	新様式第 7 号及び新様式別紙に基づき申請書を作成する。
第 20 号の 3	使用可能	様式番号を「様式第 20 号の 3」から「第 7 号の 3」に改める（訂正印不要）
第 20 号の 4	使用可能	様式番号を「様式第 20 号の 4」から「第 20 号の 3」に改める（訂正印不要）

第 22 号の 3	使用不可	新様式第 22 号の 3 に基づき届出書を提出する。
その他の様式	使用可能	引用条文については修正不要とします。

担 当 許可班
電話番号 054-221-3058